

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	危害予防規程の制定、変更の認可
概要	火薬類の製造業者は、保安の確保のための組織、方法等について記載した危害予防規程を定めたとき又は変更しようとするときは、市長の認可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第28条第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC0000000149)
審査基準	危害予防規程が火薬類取締法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること並びに災害の発生の防止に適當であることが必要です。 ・火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第6条第1項、第2項、第4項及び第6項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	危害予防規程の制定又は変更をしたとき
提出方法	危害予防規程（変更）認可申請書に危害予防規程を添えたもの2通を大阪市長あて（消防局予防部規制課保安担当）提出してください。
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	